

平成 29 年度第 1 回子ども権利委員会会議録

- I. 開催日時：平成 29 年 5 月 23 日(火曜日) 13：30～15：00
- II. 場 所：名張市役所 301・302 会議室
- III. 出席者：子ども権利委員会 委員長、副委員長、委員 5 名
子どもの権利救済委員会 会長（救済委員会と合同開催）
事務局：福祉子ども部長、子ども家庭室長、子ども家庭室員 1 名
子ども相談員

IV. 内容

1. 委嘱状の交付

関係機関の人事異動に伴う委員の交代があったため、事務局より新委員の紹介の後、福祉子ども部長より委嘱状を交付（新委員 4 名・うち 1 名欠席）

2. 委員長あいさつ

3. 議事

①名張市子ども条例に基づく「ばりっ子すくすく計画」の推進状況について

【質疑・意見交換】（委：委員長 ○：委員 ⇒：事務局）

・事務局より資料説明

- 委 進捗状況についてご報告いただきましたが、ご質問等ありますか？
- 名張小学校と桔梗南小学校の授業については、どのような教材を使ったのですか？
- ⇒ 子どもの権利条約と子ども条例との関係、名張市子ども条例の成り立ち等についてレジュメを用意し説明しました。社会の授業で子どもの権利条約について学習した後でしたので、自分たちの暮らす名張市では、このように子どもを守る仕組みが出来ているというように繋げていき、身近な例を挙げて、子どもたち目線で説明しました。
- 反響はどうですか？
- ⇒ 良かったと思います。
- 平成 29 年 2 月 6 日名張市小中学校長会議と、21 日学校・人権同和教育推進委員会において条例啓発の取り組み検討をお願いいたしましたとありますが、なかなか組織的な対応になっていかないように感じています。そのあたりの進捗状況はいかがですか。

- ⇒ 小中学校長会議では、短い時間ではありますが、お話をさせていただいております。しかし、直接お返事というのは頂いておりません。
- 連携という点では、校長会で話が出る段階ではすでに年間のスケジュールが決まっていて、新たに枠をとることは難しいということです。
- 子どもの権利とか、人権に関する授業は年間を通して行い、子どもの権利条約については、三重県の人権教育基本方針に従った教育をしています。名張市の子ども条例の周知はしているとは思いますが、10年経った今でも浸透していないのではないかなと感じます。校長会の中で話をしていることは承知しています。
- 委 校長会議でのお願いは、ずっと続けて権利委員会をお願いしていることです。そのたびに、1年間の計画が既に出来上がっていてなかなか組み込んでももらえないという事を言われる。そのあたりをもうひと押ししてもらえないかなあと思います。
- 委 ひとつ、お聞きしますが、今までほっとラインの対象者だった方が18歳になり、子ども相談の枠から外れたようですが、18歳になった途端に悩みが解決することはないですね。その子たちが悩みをどこに持って行っているのか、その繋ぎをどのようにしているのか教えてください。
- ⇒ 本人も自分が対象外という事は分かっています。18歳になった以降は、地域包括センターに繋がせてもらっています。しかし、就職活動や社会生活をしていくうえで、精神的に不安定になってきた時は、枠をこえて電話してくることはあります。こちらもあるときは、話を聞くことがあります。
- 委 他にいかがでしょうか。
- 以前にも言わせてもらったことですが、『ほっとライン』を、それぞれのクラスでファイルに綴じておくとか、色付きの紙に印刷するとか、もっと活用していく工夫があればと思います。もう一つ、高校生まで配布の範囲を広げたことは良いとして、例えば小児科とかの待合室に置いてもらうことはできないでしょうか。市の施設にあるのは知っていますが、それ以外に医療機関にもあれば、啓発に繋がるのではないかなと思います。
- また、子どもたちの興味をひくようなアプローチも必要かなと思います。
- ⇒ ありがとうございます。皆様からのアイデアがございましたら、もしどしおしえていただきたいと思います。即、反映させていただきます。

【「第三次ばりっ子すくすく計画」具体的施策進捗状況まとめ及び「第四次ばりっ子すくすく計画」への提言】

- 子ども相談室の体制や子どもの権利救済委員会の組織はこのままでいいのかなと、個人的に思っております。

権利救済委員会は条例では、相談を受けるのは救済委員会で、子ども相談員はそれを補助するという形になっていますが、実際はまず、相談員が相談を受け、定期的に事案を委員会にあげ、それに対して委員が指示を出すやり方を続けているのですがうまく機能していない。

救済申し立てについても、機動的な動きができないので、例えば、いじめの相談を受けた時に、類型的に基準を設けてあったほうが、判断がしやすい。何年もやっていますが、全く場当たりので進歩していないと思われます。

- 申立てがなくて今年度はよかったで、終わっていたところがあるわけです。救済委員会は申立てがあってはじめて機能するのですが、相談は相談員がまず関わります。その相談の内容がそれでいいのか、こんな指示、指導が必要ではないか、と検討をさせてもらうことが本来ではないか。

救済委員会があるので、子ども相談室に來なさい、その後どうなったかわかりません、というのが何件かありました。

- ⇒ 相談室に行ったけれども解決しなかったのか、行くのをやめられたのか、判らないが、どうせここに相談しても・・・と思われたらよくないですね。

- 委 権利救済委員会をもう少し定期的に開催していく必要があるという意見は相当以前より挙がっており、子ども相談員も一人体制で問題はないのか、啓発などを重視していこうとすると、ひとりではなかなか難しいかと思えます。他市では必ず二人、三人体制で、名張市は、条例は早くできたのですが、財政の加減か、その対応が後手に回っていると感じます。

虐待事案とかであれば、当然つないでいく形ですが、正解のない相談については一人で考えるということが難しいところですね。

- ここ何年か、相談件数が減ってきているのはどういう理由が考えられますか？

- ⇒ まず、時間帯は考えていかなければなりません。現在の開設時間は学校に行っている時間帯で、これの一部変更を検討しています。また、他市ではメール相談を取り入れているなか、効果的なメール相談の方法を探っているところです。

- 今の若い方は電話って架けないですね。固定電話が少なくなっていること、また、やりとりも子どもたちは完全にメールもしくはラインでしている。相談件数は減っているけれども、決して問題が無いという事ではない。

それから、福祉の部分と教育の部分とで、アプローチの違いがあるように思います。例えば、いじめに関してはいじめ基本方針というのが各学校にあります。その委員には守秘義務があり、市で情報を共有できるかっていうと、無理だと言われます。

- こんな条例があるよと学校で教えることはいくらでもできます。では、こ

れがあることによって自分たちはどのように行動できるのか、具体的に表しているのが「ばりっ子会議」ではないかなと思います。かつて子どもたちの要望を市に提言し、改善がなされたという事案を、先程の提案であった各教室へ設置するファイルの中に綴っておいて、子どもたちが見られるようにすればいいかなと思います。相談した場合、次はどうなるのかというところが見えないと、なかなか子どもたちも相談しにくい。

【平成 29 年度子ども条例関連事業の取り組みについて】

⇒事務局より資料説明

- ばりっ子広場・市政への提言というところで一言。かつては「ばりっ子会議」で子どもたちが要望し、市がそれを取り上げ、翌年度には改善されましたが、それ以降、ばりっ子会議とかで市政への提言というのは出ているのですか。これだけ人がばりっ子広場に集まるようになってきて、子どもが主体ということと、子ども自身の高い意欲がうまく稼働していると思う。そのなかで、市政等への提言をひきだすように持っていけないかなと思います。子どもたちの意欲を上手く利用して、僕たちの意見が市政に反映できる、子ども一人ひとりの力ではどうしようもなかったことが、みんなの意見を集約して頑張ったら、市も動いてくれた。当時の子どもたち、非常に気持ちが良かったのではないかな。
- この運動を上手に利用して、子どもたちに、権利を主張したら行政はちゃんと活かしてくれますよということを見せられたらいいかなと思います。
- 最近は「ばりっ子モール」があるから、人が集まっているようなところがあるように感じる。初期の頃は議場体験みたいなこともさせてもらった子どももいるので、そこから、行政に興味を持つ子どもでてくるのではないかなと思う。

委 他にいかがでしょうか。

- 子どもの権利救済委員会を、毎月定期開催して情報を共有するくらいまでしていただきたい。最低でも四か月ごと年三回、定期的にやってみて、案件報告、その対応を議論していく。そうでないと全然集積がない。

⇒ では、定期開催をします。

【その他】

⇒ 子ども相談の実施時間帯の変更について、例えば、10 時 15 分から 19 時 15 分 週 1 回でも変更できれば、架けられる子どもの機会が増えるのではないかと考えておりまして、ご意見をいただきたいです。メールに関してはもう少し検討を要したいと考えています。

- 夏休みなど長期の休み期間も開いているのですか。
 - ⇒ 月曜から金曜まで 8 時 30 分から 17 時 15 分までというのは固定です。年末年始はお休みですが、カレンダー通りです。
 - 夏休みになると、学校でのいじめがそのまま放課後児童クラブのほうへきます。ですから、放課後児童クラブにも、夏休み前に啓発活動をしていただけたらとおもいますが。
 - ⇒ 昨年は、夏休みに入ってから訪問しましたが、今年は休み前に訪問してみます。
 - 自殺とか、不登校のきっかけになるのが、夏休み明けということが統計的に多いという状況ですので、子ども相談室にも巡回していただきたい。
 - 委 時間帯の変更についてはよろしいでしょうか。
 - はい。
 - ⇒ 次回は 7 月下旬に子ども権利委員会開催を計画しております。日程については決定次第ご案内させていただきます。
- では、平成 29 年度第 1 回子ども権利委員会を終わります。みなさま貴重なご意見いただきましてありがとうございました。